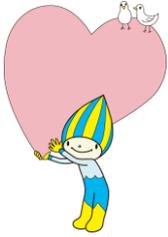




岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和6年6月14日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども家庭課	家庭支援係	山内・今井	内線 3556
			直通 058-272-8326
			FAX 058-278-2644

「県女性相談支援センター」における令和5年度相談件数等について

県女性相談支援センター（注）では、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について、電話や来所により相談を受け付けています。

このたび、令和5年度の相談件数などをとりまとめましたのでお知らせします。

（注）令和6年4月に女性相談センターから女性相談支援センターに名称変更

1 令和5年度の傾向 <概要>

○相談件数

相談件数は、3,044件（対前年度比5.8%減）となりました。

○相談内容

- ・具体的な主訴別の相談内容では、「人間関係・その他」に分類される、近隣とのトラブル、職場内や友人との人間関係について等の相談件数は1,108件、全体の36.4%であり、最も多い割合を占めています。
- ・DV（※）被害相談が1,106件（対前年度比3.3%減）、全体の36.3%を占めています。

	令和4年度	令和5年度	対前年度比
DV被害相談	1,144件	1,106件	3.3%減
全体の相談に占める割合	35.4%	36.3%	
人間関係・その他	1,155件	1,108件	4.1%減
全体の相談に占める割合	35.7%	36.4%	

○一時保護件数

一時保護件数（一時保護された女性の人数）は、60件（対前年度比30.2%減）となりました。うち、DVによる保護は38件（対前年度比28.3%減）で保護件数の63.3%を占めます。

※本資料でいう「DV」とは、「夫等からの暴力」のことを言い、夫等には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の定義と同様、元配偶者、事実上婚姻関係にある者又はあった者を含みます。

2 相談件数等の詳細

(1) 相談件数(電話・来所)

令和5年度の相談件数は、3,044件で前年度に比べ5.8%減少しました。内訳は、電話相談2,725件で前年度に比べ5.9%減少し、来所相談319件で前年度に比べ5.3%減少し、いずれも減少傾向にあります。

年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
電話相談 (件)	3,868	4,205	3,040	2,895	2,725
対前年比					94.1%
来所相談 (件)	455	347	339	337	319
対前年比					94.7%
計 (件)	4,323	4,552	3,379	3,232	3,044
対前年比	100.2%	105.3%	74.2%	95.6%	94.2%

(2) 相談者

相談者は本人が最も多く、2,804件で全体の92.1%を占めています。続いて縁故者・知人が86件で2.8%、他の婦人相談員等(注)が34件で1.1%の順となっています。この経路別相談者の順は、令和3年度以降、同様の結果となっています。

(注) 令和6年4月に婦人相談員から女性相談支援員に名称変更。令和5年度の相談件数等に係る内訳のため、「婦人相談員」と表記

経路別	本人自身	本人自身以外											計
		警察関係	法務関係	他の婦人相談員等	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	
3年度	3,079	26	6	55	30	11	0	8	5	0	129	30	3,379
4年度	2,944	11	6	55	34	11	4	5	8	0	114	40	3,232
5年度	2,804	10	8	34	30	3	4	7	2	0	86	56	3,044
	92.1%	0.3%	0.3%	1.1%	1.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	2.8%	1.8%	

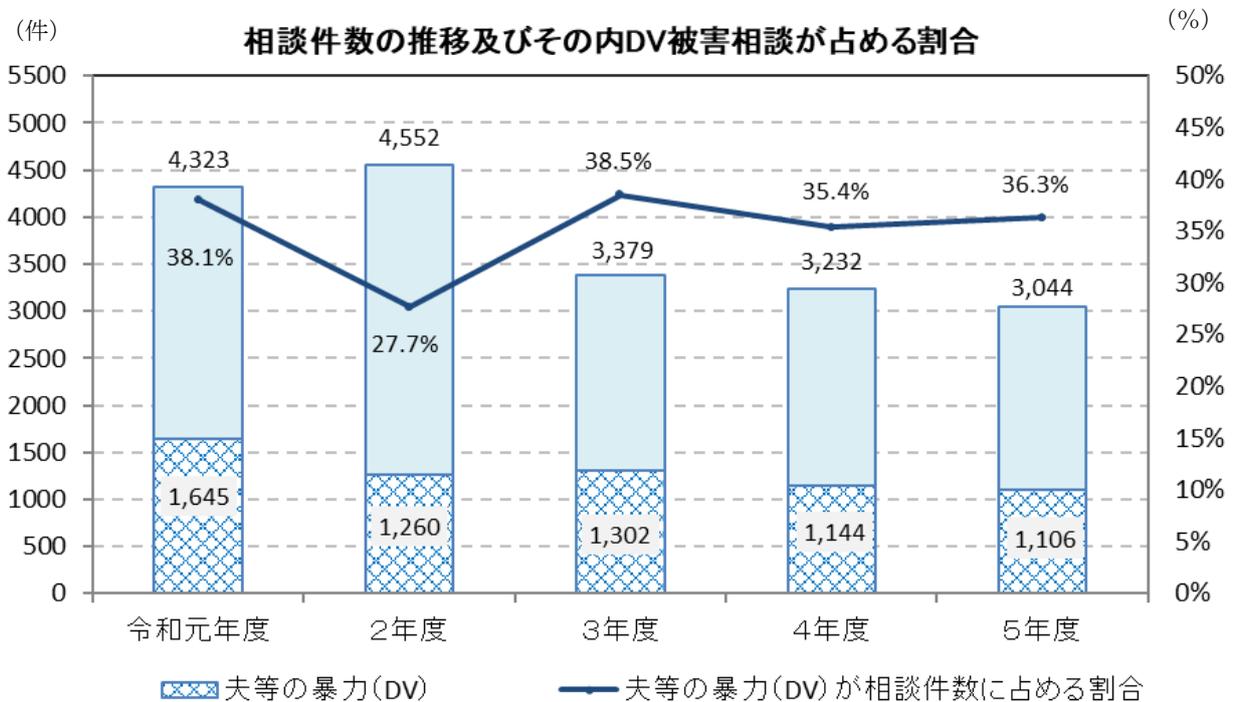
※5年度の上段は件数、下段は割合を示しています。

(3) 相談内容別(主訴)相談件数

相談内容は、人間関係に関する相談が2,572件で最も多く、全体の84.5%を占めています。そのうち、「DV被害相談(夫等の暴力)」は、1,106件で36.3%となっています。

内容別	人間関係										経済関係			医療関係			住宅問題・帰住先なし	売春・売春強要	人身取引	不純異性交遊・暴力団関係	計			
	夫等の暴力	離婚問題	子どもからの暴力	親の暴力	その他親族の暴力	交際相手からの暴力	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	生活困窮	求職	その他	病気	精神的問題	その他								
3年度	2,857	1,302	67	33	146	29	53	57	26	16	1,128	65	13	22	30	439	38	373	28	18	0	0	0	3,379
4年度	2,656	1,144	75	32	114	22	61	27	14	12	1,155	50	10	5	35	503	39	399	65	22	0	0	1	3,232
5年度	2,572	1,106	108	24	101	23	33	24	33	12	1,108	40	18	5	17	409	122	255	32	23	0	0	0	3,044
	84.5%	36.3%	3.5%	0.8%	3.3%	0.8%	1.1%	0.8%	1.1%	0.4%	36.4%	1.3%	0.6%	0.2%	0.6%	13.4%	4.0%	8.4%	1.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	

※5年度の上段は件数、下段は割合を示しています。



(4) 一時保護件数

令和5年度の一時保護件数（保護された女性の人数）は60件で、前年度に比べ30.2%減少しています。うちDVによる保護は38件で、保護件数の63.3%を占めています。また、一時保護された女性の同伴児・者の保護は56人で、前年度に比べ27.3%減少しています。

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	DVが占める割合
一時保護件数(件) (=一時保護された女性の人数)	88	65	75	86	60	63.3%
					69.8%	
うちDV保護(件)	60	44	56	53	38	63.3%
					71.7%	
同伴児・者(人)	86	61	67	77	56	87.5%
					72.7%	
うちDV保護による同伴児・者(人)	75	51	61	61	49	87.5%
					80.3%	

※5年度の上段は件数、下段は対前年度比を示しています。

※一時保護：被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護する必要がある場合等、必要に応じて短期間（原則2週間以内）保護します。

※同伴児・者：一時保護を必要とする女性に同伴する児童や家族も一時保護の対象となります。

【令和5年度相談件数について】

DV（夫等の暴力）の相談件数が依然多いことに加え、「人間関係・その他」に分類される、近隣とのトラブル、職場内や友人との人間関係についての相談件数も多くなっています。

- 寄せられる相談の内容は多岐にわたっていますが、DVの相談が引き続き多くなっています。これは、社会的な関心の高まりとともに、DVの概念が認知されるようになったことが要因の一つであると考えられます。
- 関係機関によるこれまでの啓発活動により、女性が抱える問題に関する相談窓口が周知されてきています。
- 配偶者の暴力に対し、通報、相談、保護、自立支援の体制の整備を図るために、各圏域に設けられた「配偶者暴力等防止地域協議会」などを通じて、関係機関の連携や情報共有が円滑に行われるようになってきました。

※「配偶者暴力等防止地域協議会」の主な構成機関

女性相談支援センター、その他配偶者暴力相談支援センター（岐阜地域福祉事務所、各県事務所（福祉課））、医師会、保健所、警察署、市町村福祉課、民生児童委員協議会等

3 女性相談窓口等の啓発活動(令和5年度実績)

11月	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)中に、配偶者暴力相談支援センター(各県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所および女性相談支援センター)をはじめ、各市町村において啓発活動を実施
随時	女性に対する暴力の現状や相談窓口の広報
随時	関係機関へ電話相談カード等を配布
随時	若年層へDVに関する正しい知識を普及することにより、DV発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題の専門家を講師として派遣

●女性に対する暴力をなくす運動

平成13年から国と地方公共団体、女性団体、その他の関係団体との連携・協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、毎年11月12日から25日(11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間実施されます。

●女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)

1999年(平成11年)12月、国連は、1980年代から女性運動活動家たちが暴力反対の日としてきた11月25日を女性に対する暴力撤廃国際日と定められました。